

議第2号議案

医療・介護提供施設及び保健所の安定運営を求める意見書

医療・介護提供施設及び保健所の安定運営を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月11日

提出者 ふじみ野市議会議員

民部佳代

賛成者 ふじみ野市議会議員

小高時男

塚越洋一

伊藤美枝子

鈴木啓太郎

ふじみ野市議会

議長 小林憲人様

医療・介護提供施設及び保健所の安定運営を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が令和2年4月7日に発出され、同年5月25日までに全国と同宣言が解除されました。

全国各地の新たな感染者数・死亡者数ともに減少傾向にありますが、第2波、第3波の感染拡大も予想され、長期戦を見据えた対策が求められています。

しかし、感染リスクが高い中、感染拡大の防止と感染患者の治療を最前線で担ってきた医療機関や介護施設では、様々な要因が相まって深刻な経営危機に陥っており、ふじみ野市内においても同様の状況がうかがえます。

また、保健所や感染症指定医療機関の重要性も新型コロナウイルス感染症の拡大によって改めて再認識されたところでもあります。第2波、第3波の感染拡大に備えて、保健所等のさらなる機能強化や増設など、その対策は喫緊の課題です。

よって、国及び埼玉県においては、医療・介護提供施設及び保健所の安定運営を確立し、新型コロナウイルス感染症の早期収束にむけ、さらに万全を期す下記の対策を強く求めます。

記

- 一 経営危機に起因した医療崩壊を防ぐための、「有事の医療提供体制」とそれ以外の「平時の医療提供体制」に対する財政支援の強化
- 一 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における、介護も含めたその他の医療従事者や事務職員などへの慰労金の増額
- 一 第2波、第3波の感染拡大に備えた感染症指定医療機関の再整備
- 一 保健所の増設又は専門職員の増員や物的・財政的支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
埼玉県知事